

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 年金支給による死亡退職金

Q : サラリーマンだった夫が今年の1月に亡くなりました。会社からは、遺族である私に退職金が支給されることになりましたが、その退職金は会社の退職給与規定により、10年間に分割し年金支給されるそうです。この年金にも相続税がかかるのでしょうか。

A : 10年間に支給される年金の総額×60%で評価した金額が退職手当金の額として相続税の対象になります。

【解説】

被相続人の死亡により、被相続人に支給されるべきであった退職手当金が、その死亡の日から3年以内に相続人等に支払われる場合（支給額が確定した場合を含みます）には、その退職手当金は相続又は遺贈により取得したものとみなされて、相続税が課税されます。このことは、その支給方法には影響されませんから、その退職手当金が年金の方法により支給される場合でも同じです。

ところで、ご質問のように年金の方法で支払いを受ける退職手当金の評価については、定期金に関する権利の評価の規定に準じて計算します。具体的には、残存期間に応じてその残存期間に受ける年金の総額に次の割合を乗じて計算することになっています。ただし、計算した金額は、1年間に受けるべき金額の15倍相当額を限度とします。

(残存期間)	(割合)	(残存期間)	(割合)
5年以下	70%	15年超25年以下	40%
5年超10年以下	60%	25年超35年以下	30%
10年超15年以下	50%	35年超	20%

